

(様式①)

事業計画書目次

[こども青少年局] 6款3項2目 こども家庭福祉費 (単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
119	こども福祉諸費	10,351	10,351	16,047	16,047	▲ 5,696	▲ 5,696	
120	里親推進事業	52,829	26,414	20,118	10,060	32,711	16,354	○
121	児童虐待防止啓発地域連携事業	97,125	62,236	108,361	61,463	▲ 11,236	773	○
122	児童福祉事業諸費	5,556	5,169	2,743	2,369	2,813	2,800	
123	女性相談保護事業	132,205	93,674	132,712	94,655	▲ 507	▲ 981	
124	女性緊急一時保護施設等補助事業	51,410	31,853	39,386	22,116	12,024	9,737	○
125	ひとり親家庭等自立支援事業	414,366	112,387	277,639	95,626	136,727	16,761	○
126	ひとり親世帯フードサポート事業	17,186	17,186	18,988	18,988	▲ 1,802	▲ 1,802	
127	虐待・思春期問題情報研修センター運営費	865,048	0	416,202	0	448,846	0	
128	施設等退所後児童に対するアフターケア事業	64,453	18,437	35,943	13,522	28,510	4,915	○
129	特別乗車券交付事業(民営バス、金沢シーサイドライン)	489,824	489,824	483,447	483,447	6,377	6,377	
130	こどもの権利擁護体制整備事業	491,075	260,321	566,370	331,779	▲ 75,295	▲ 71,458	
131	こども家庭相談事業	139,605	44,967	109,059	108,779	30,546	▲ 63,812	○
132	区における相談支援強化事業	49,924	43,544	0	0	49,924	43,544	○
133	ヤングケアラー支援事業	41,295	33,765	0	0	41,295	33,765	○
134	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	3,600	3,600	0	0	3,600	3,600	○
134	障害児通所支援事業	20,405,121	5,190,207	18,089,488	4,595,835	2,315,633	594,372	○
135	障害児制度運営事業	45,660	35,512	71,349	42,552	▲ 25,689	▲ 7,040	

136	障害児医療連携支援事業	61,442	59,268	50,859	47,004	10,583	12,264	○
137	訓練・介助器具助成事業	16,183	16,183	12,338	12,338	3,845	3,845	
138	障害児地域訓練会運営費助成事業	70,474	70,474	74,854	74,854	▲ 4,380	▲ 4,380	
139	学齢後期障害児支援事業	142,336	95,471	128,554	84,809	13,782	10,662	○
140	身体障害者奨学金支給事業	6,412	6,412	4,649	4,649	1,763	1,763	
141	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 (障害児通所支援事業所分)	27,980	9,994	27,980	9,994	0	0	
-	障害児施設等に対する抗原検査事業	0	0	61,752	61,752	▲ 61,752	▲ 61,752	
	計	23,701,460	6,737,249	20,748,838	6,192,638	2,952,622	544,611	

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	子ども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2
事業名称	子ども福祉諸費			政策番号	99	政策指標
				枝番号	1	前年度事業名称
						子ども福祉諸費
						施策番号
						99
						施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	10,351	0	0	0	0	10,351
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	16,047	0	0	0	0	16,047
増△減	△ 5,696	0	0	0	0	△ 5,696

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費			
市債+一般財源			
事業費			
市債+一般財源			

令和6年度	令和7年度	令和8年度
10,351	10,351	10,351
10,351	10,351	10,351

事業概要	子ども福祉保健部内の事務にかかる諸経費							
事業開始年度	令和4年度							
根拠法令・方針決裁等	-							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	子ども福祉保健部内の事務にかかる諸経費を集約して執行することで効率的な運用を図ります。							
根拠・データ等	-							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	-							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	子ども福祉諸費	10,351	16,047	▲ 5,696	事務費の減
	細事業合計	10,351	16,047	▲ 5,696		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	子ども家庭係
	上原 嘉明	木寺 洋	渡部 慶亮

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 4	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	2	前年度事業名称	里親推進事業
事業名称	里親推進事業				政策番号	4	政策指標	②
						3	施策番号	3
							施策指標	①

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	52,829	26,415					26,414
補助事業 単独事業	52,829	26,415					26,414
							0
令和4年度	20,118	10,058					10,060
増△減	32,711	16,357	0	0	0	0	16,354

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	19,860	20,988	18,686	52,829	52,829	52,829
算 市債+一般財源	10,219	10,802	9,344	26,414	26,414	26,414
決 事業費	17,749	16,382	17,730			
算 市債+一般財源	9,450	5,804	8,435			

事業概要	里親制度を広く理解してもらうための普及啓発、新たに里親になっていただく方を増やすための広報活動、里親認定・登録のための研修、子どもを受け入れている里親家庭を支援するための研修や交流サロン、相談支援等の事業を行います。								
事業開始年度	平成14年度								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第6条の4・第27条第1項第3号、横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度～令和11年度）、横浜市内里親家庭養育運営要綱等								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭で養育し、健全な育成を支援する児童福祉法に定められた制度です。平成28年6月に改正された児童福祉法では、虐待などの理由で児童が家庭で適切な養育を受けられない場合、家庭と同様の環境で養育を行う家庭養護の推進が明確に規定されました。改正法を受け、平成29年3月には国の里親支援事業要綱及び里親委託ガイドラインが改正されました。また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では特別養子縁組や里親制度のさらなる充実強化が求められています。</p> <p>本市では、社会的養育を必要とする数を見込み、家庭養育の確保に取り組むため、「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」を作成しました。</p> <p>今後より一層里親委託を進めるために、制度理解を深めるための広報啓発活動、子どもたちの背景を理解し、支えることのできる里親の確保及び育成、里親家庭における養育環境の充実を図ります。</p>								
根拠・データ等	<p>【令和4年3月末現在】 里親登録数：221世帯（うち、養育168（専門1含む）、親族3、養子縁組50） 委託児童数：86人（うち、養育72、専門1、親族5、養子縁組8） 受託里親数：72世帯（うち、養育62（専門1含む）、親族3、養子縁組7）</p> <p>【令和3年度実績】 新規登録数：39世帯 制度説明会開催回数：4回 制度説明会参加数：195人</p>								
事業指標		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
新規委託児童 (里親+FH)	単位	目標	32	33	34	35	36	37	38
	人	実績	28	29					
新規里親登録	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	世帯	実績	18	39					
里親等委託率 (里親/施設)	単位	目標	22.3	23.8	25.2	26.9	28.3	30.0	31.5
	%	実績	16.4	16.0					
事業スケジュール	平成14年 里親制度の運営について（厚生労働省） 平成23年 里親委託ガイドライン（厚生労働省） 平成27年 横浜市の養育里親の愛称決定「よこはまポートファミリー」 平成28年 児童福祉法一部改正「家庭養育優先の理念」が規定 平成29年 新しい社会的養育ビジョン（厚生労働省） 令和2年 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」を策定								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	里親推進事業	52,829	20,118	32,711	新規にフォスタリング事業を開始、他実績の増
	細事業合計	52,829	20,118	32,711		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	村上 和孝	稲村 良介	稲田 芳史

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局		こどもの権利擁護課		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 3		
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費		<input checked="" type="checkbox"/> その他		2	目	枝番号	3	前年度事業名称		
歳出予算科目	一般会計		6	款	3	項			児童虐待防止啓発地域連携事業		
事業名称	児童虐待防止啓発地域連携事業					政策番号	4	政策指標	①	施策番号	1
								施策指標	①		

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	97,125	33,999	742	148			62,236
補助事業	88,337	33,999	742	148			53,448
単独事業	8,788						8,788
令和4年度	108,361	45,887	929	82			61,463
増△減	△ 11,236	△ 11,888	△ 187	66	0	0	773

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予	事業費	55,145	57,077	69,987	97,125	97,125	97,125
算	市債+一般財源	30,964	31,810	36,507	62,236	62,236	62,236
決	事業費	44,555	88,928	87,137			
算	市債+一般財源	22,366	58,665	54,671			

事業概要	児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進する。								
事業開始年度	平成18年度								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市子供を虐待から守る条例								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>本市では児童虐待の相談対応件数が年々増加しており、また、虐待事案が複雑化、重篤化しているなかで、社会状況に即した更なる児童虐待防止推進が求められています。</p> <p>平成26年度に施行された「横浜市子供を虐待から守る条例」により、毎月5日を「子供虐待防止推進の日」としたことから、更なる広報・啓発を行うとともに、関係機関の人材育成を行い、地域における児童虐待防止ネットワークを強化していきます。また、各区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局機能や関係各所との連携を更に強化し、虐待を未然に防止するとともに、児童虐待の早期発見と適切な対応を行うために、要保護児童等進行管理台帳システムにより、進行管理を円滑に行います。</p> <p>更に、令和元年度6月に改正の児童虐待防止法、令和3年10月に改正した「横浜市子供を虐待から守る条例」を踏まえ、「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、広報・啓発を強化し、体罰等によらない子育てを推進していきます。</p>								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待・相談対応件数 <推移>元年度10,998件（区役所3,947件、児童相談所3,701件）、2年度12,554件（区役所3,701件、児童相談所8,853件）、3年度11,480件（区役所3,821件、児童相談所7,659件） 								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
個別ケース検討会議	単位	目標	1,700回	1,700回	1,700回	1,813回	1,879回	1,945回	2,015回
	回	実績	1,540回	1,681回					
要保護児童調整担当者研修受講者	単位	目標	19人	21人	21人	21人	21人	21人	21人
	人	実績	21人	27人					
虐待死の根絶	単位	目標	0人						
	人	実績	1人	4人					
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度：児童虐待防止担当が配置 平成23年度：児童虐待・DV対策担当が配置 平成26年度：全区こども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を配置 平成26年度：「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行 令和3年度：体罰の禁止が法律で明記されたことに伴い、「横浜市子供を虐待から守る条例」が改正される 令和3～4年度：「こども家庭総合支援拠点」機能を整備し、整備された区では「虐待対応調整チーム」に代わり「こどもの権利擁護担当」を配置 								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	相談体制の強化及び環境整備	47,365	66,639	▲ 19,274
②	要保護児童対策地域協議会の機能強化	49,760	41,722	8,038	児童虐待防止サポーター養成講座実施に伴う増
細事業合計		97,125	108,361	▲ 11,236	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策
	柴山 一彦	三橋 静香	係 三浦 裕也

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	4	前年度事業名称	児童福祉事業諸費
事業名称	児童福祉事業諸費				政策番号	99	政策指標	
							施策番号	99
								施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	5,556	334		53			5,169
補助事業	334	334					0
単独事業	2,222			53			2,169
令和4年度	2,743	321		53			2,369
増△減	2,813	13	0	0	0	0	2,800

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	1,798	1,688	2,488	5,556	5,556	5,556
算 市債+一般財源	1,447	1,129	879	5,169	5,169	5,169
決 事業費	936	3,451	15			
算 市債+一般財源	894	3,399	-37			

事業概要	施設入所児童等の発達状況に合わせた健全な心身の鍛錬と、施設間の交流を図るための文化・体育行事や施設職員の専門性を高めるための研修会等について、研修を実施する団体へ補助金を交付します。 また、厚生労働省から委託される5種類の調査を5年ごとに実施し、委託調査にかかる費用を支弁します。							
事業開始年度	昭和48年度							
根拠法令・方針決裁等	横浜市措置児童福祉文化体育活動補助金交付要綱、横浜市児童福祉施設職員研究会補助金交付要綱、横浜市母子生活支援施設「母と子のつどい」補助金交付要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①背景・課題の分析 県下市町村と連携して事業を行っている。</p> <p>②事業目的の目的・効果 施設入所児童等が健全な心身の発達を図ることとあわせ、施設児童間の交流をとおして児童の育成・向上を図るための必要な事業です。 施設職員の資質向上と職員間の連携及び親睦を深めることにより、施設入所児童等の処遇向上につながっています。 また、厚生労働省委託調査を実施し基礎資料を得ることにより、児童福祉のより一層の充実を図ります。</p>							
根拠・データ等	<p>【大会・研究会の開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県児童福祉文化体育協会 <実績推移>元年度8回、2年度0回、3年度2回(見込)、4年度8回(見込)、5年度8回(見込) ・神奈川県児童福祉施設職員研究会 <実績推移>元年度9回、2年度0回、3年度5回(見込)、4年度10回(見込)、5年度10回(見込) ・母と子のつどい <実績推移>元年度1回、2年度0回、3年度0回(見込)、4年度1回(見込)、5年度1回(見込) 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
補助団体数	単位	目標	3	3	3	3	3	3
	か所	実績	3	3				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	昭和48年度：事業開始							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童福祉事業諸費	5,556	2,743	2,813	こども福祉諸費からの事務費移管に伴う増
	細事業合計	5,556	2,743	2,813		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	村上 和孝	係長	稲村 良介	養護支援	係	石渡 準
--------------------	----	-------	----	-------	------	---	------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 5		
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他							
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	5	前年度事業名称	女性相談保護事業	
事業名称	女性相談保護事業				政策番号	4	政策指標	③	
						施策番号	4	施策指標	①

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	132,205	37,980		551			93,674
補助事業	127,826	37,980		551			89,295
単独事業	4,379						4,379
令和4年度	132,712	37,724		333			94,655
増△減	△ 507	256	0	218	0	0	△ 981

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	127,078	131,721	132,840	132,205	132,205	132,205
算 市債+一般財源	91,501	93,926	94,464	93,677	93,677	93,677
決 事業費	129,600	133,910	132,265			
算 市債+一般財源	93,726	96,829	93,805			

事業概要	DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対し、各福祉保健センターにおける女性福祉相談や、横浜市DV相談支援センターでの相談支援を実施しています。							
事業開始年度	昭和32年度							
根拠法令・方針決裁等	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、横浜市DV相談支援センター事業実施要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	横浜市におけるDV相談件数は、令和3年度4,456件となっており、過去3年間で年間5,000件前後の相談を受けています。相談件数は、高止まりのまま推移しており、引き続き相談支援は必要です。 各区福祉保健センターにおいて女性福祉相談を実施し、DVをはじめとする女性の抱える様々な問題に対して相談や自立に向けた支援を行います。また、横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等からの相談を実施し、適切な支援につなげていきます。							
根拠・データ等	横浜市におけるDV相談件数 令和元年度4,604件、令和2年度5,117件、令和3年度4,456件							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
横浜市におけるDV相談件数	単位	目標	5,250	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
		実績	5,117	4,456				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	平成23年度：横浜市DV相談支援センター設置							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	女性相談保護事業	132,205	132,712	▲ 507	女性福祉相談員人件費の保険料率等変更に伴う減
	細事業合計	132,205	132,712	▲ 507		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策 係
	柴山 一彦	竹内 彩	垂水 啓江

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	子どもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 9	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	6	前年度事業名称	女性緊急一時保護施設等補助事業
事業名称	女性緊急一時保護施設等補助事業				政策番号	4	政策指標	③
						4	施策番号	4
							施策指標	①

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	51,410	19,557	0	0		0	31,853
補助事業	28,980	19,557					9,423
単独事業	22,430						22,430
令和4年度	39,386	17,270					22,116
増△減	12,024	2,287	0	0	0	0	9,737

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	33,205	33,205	35,067	50,410	50,410	50,410
算 市債+一般財源	33,205	33,205	21,430	26,785	26,785	26,785
決 事業費	35,842	41,186	33,005			
算 市債+一般財源	35,842	31,584	20,538			

事業概要	DV被害者支援のために、DV防止法による委託を受け一時保護を行う民間団体や中期シェルターを運営している団体に対して、補助を行います。 また、被害者等の多様な状況やニーズに添った支援を行うため、外国籍の女性または母子に対する支援を行う団体や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」や「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」「退所後支援事業」を実施する民間団体に対し補助を行います。							
事業開始年度	昭和32年度							
根拠法令・方針決裁等	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、横浜市女性緊急一時保護施設等補助金交付要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	本市のDV相談件数は、DVからの避難や離婚に伴う居所の喪失など、他都市と比較しても多く、相談内容も複雑化しており、支援対応困難事例が増加しています。そのような状況の下で、民間施設の果たしている役割は、実績から見ても本市のDV対策、女性相談保護事業を補充している状況にあります。 また、外国籍の女性または母子への相談支援については、単に言語の問題ではなく、出身国の文化や社会制度の違いなどの複雑な問題を背景としているため、支援には高度な専門性を要します。							
根拠・データ等	横浜市におけるDV相談件数 <実績推移> 2年度：5,117件、3年度：4,456件、4年度（見込）：5,300件、5年度（見込み）：5,300件 一時保護件数 <実績推移> 2年度：171件、3年度：160件、4年度（見込）：200件、5年度（見込み）：200件							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
横浜市におけるDV相談件数	単位	目標	5,250	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
		実績	5,117	4,456				
事業スケジュール	平成30年度：「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」を開始。 令和2年度：「退所後支援事業」を開始。 令和3年度：「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を本格実施。							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	女性緊急一時保護施設等補助事業	51,410	39,386	12,024
	細事業合計	51,410	39,386	12,024	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策
	柴山 一彦	竹内 彩	係 垂水 啓江

令和 5年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 2	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		2	目	枝番号	7	
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	
事業名称	ひとり親家庭等自立支援事業			政策番号	3	政策指標	③
				施策番号	5	施策指標	①

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	その他(基金)	市債	一般財源
令和5年度	414,366	291,053	0	26	10,900	0	112,387
補助事業 単独事業							0
令和4年度	277,639	172,157		16	9,840		95,626
増△減	136,727	118,896	0	10	1,060	0	16,761

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計															
予算	259,376	76,162	335,538	209,489	76,249	285,738	213,032	76,880	289,912	350,766	106,027	456,793	347,766	106,027	453,793	347,766	106,027	453,793
決算	194,686	56,743	251,429	144,747	56,703	201,450	204,128	57,730	261,858									

事業概要	ひとり親家庭等の自立を支援するため、資格取得や職業紹介などの就業支援を実施するほか、家庭の状況に応じた子育てや生活支援、子どもへのサポートなど、総合的に事業を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長につなげます。							
事業開始年度	平成16年度							
根拠法令・方針決裁等	母子及び父子並びに寡婦福祉法							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	平成14年度に母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が成立し、これまでの児童扶養手当や母子寡婦福祉資金などの「経済的支援」中心の支援から、①子育てや生活支援 ②就業支援 ③養育費の確保策 ④経済的支援策の4本柱を基にした、総合的な自立支援を展開することになりました。 また、子どもの貧困が社会的な問題となっているなか、ひとり親家庭は低所得の世帯の割合が高いなど、生活に困難を抱える家庭が多いことから、子どもが将来的に貧困の連鎖に陥りやすい環境にあります。 こうした状況をふまえ、本事業では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親家庭等に対し、生活や就労等に関する総合的な支援を実施することで、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長につなげます。							
根拠・データ等	令和2年度国勢調査、平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受講修了者数(自立支援教育訓練・高等職業訓練・高卒認定試験合格支援)	単位	目標	176	186	186	186	186	186
	人	実績	68	91				
就労支援計画の策定数(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	単位	目標	350	350	425	425	425	425
	人	実績	354	410				
相談件数(思春期・接続期支援事業)	単位	目標	50	50	80	100	100	100
	件	実績	48	55				
事業スケジュール	<p>通年実施</p> <p>【参考】これまでの事業経過 平成16年度：事業開始 平成18年度：母子家庭等就業・自立支援センター事業開始 平成28年度：高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、高等職業訓練促進資金貸付事業開始 令和元年度：父子家庭の交流事業、ひとり親の親講座事業開始 令和2年度：思春期・接続期支援事業開始 令和3年度：養育費確保支援事業開始、高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)開始</p>							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	自立支援教育訓練給付金事業	11,980	6,132	5,848	単価の増
②	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1,150	550	600	単価の増	
③	高等職業訓練促進給付金等事業	199,124	153,961	45,163	見込み利用者数の増	
④	高等職業訓練促進資金貸付事業	99,600	21,600	78,000	見込み利用者数の増	
⑤	日常生活支援事業	15,717	13,640	2,077	委託単価見直し及び利用者負担廃止による事業者への支払額の増	
⑥	母子家庭等就業・自立支援センター事業	57,117	56,225	892	人件費の増	
⑦	思春期・接続期支援事業	17,151	15,031	2,120	対象者数の増	
⑧	養育費確保支援事業	2,000	2,000	0		
⑨	情報提供・啓発等事業	7,527	8,500	▲ 973	実施内容の見直しによる減	
⑩	ひとり親家庭自立支援計画策定事業	3,000	0	3,000	新規事業	
	細事業合計	414,366	277,639	136,727		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	上原 嘉明	係長	萩原 順一	こども家庭係	小島 千明
--------------------	----	-------	----	-------	--------	-------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	8
事業名称	ひとり親世帯フードサポート事業			政策番号	3	政策指標
					実施番号	5
						実施指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	17,186					17,186
補助事業 単独事業						0
令和4年度	18,988					18,988
増△減	△ 1,802	0	0	0	0	△ 1,802

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算 事業費	-	-	22,543
市債+一般財源	-	-	22,543
決算 事業費	-	13,938	18,000
市債+一般財源	-	13,938	18,000

令和6年度	令和7年度	令和8年度
17,186	17,186	17,186
17,186	17,186	17,186

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により困窮に陥りやすいひとり親世帯に対し、フードバンクを活用した食品提供を実施します。							
事業開始年度	令和2年度							
根拠法令・方針決裁等	母子及び父子並びに寡婦福祉法							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、非正規雇用の割合が高いひとり親家庭は、失業や休業、営業時間の短縮などにより収入が減少する傾向にある一方、マスクや消毒液の購入費等による生活費の増加により、生活が困窮に陥りやすい状況にあります。このようなひとり親世帯に対し、フードバンク等を活用した食品提供を継続して実施することで、生活の安定を図るとともにフードロスの削減に取り組みます。							
根拠・データ等	令和2年国勢調査、平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数	単位	目標	8,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	世帯	実績	2,527	4,343				
事業スケジュール	令和2年度：事業開始							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	ひとり親世帯フードサポート事業	17,186	18,988	▲ 1,802	人件費の減
	細事業合計	17,186	18,988	▲ 1,802		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	上原 嘉明	萩原 順一	小島 千明

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 10		
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他							
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	9	前年度事業名称	虐待・思春期問題情報研修センター運営費	
事業名称	虐待・思春期問題情報研修センター運営費			政策番号	4	政策指標	施策番号	3	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	865,048	865,048			0	0
補助事業	517,931	517,931				0
単独事業						0
令和4年度	416,202	416,202			0	0
増△減	448,846	448,846	0	0	0	0

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	184,403	966,009	486,202	865,048	865,048	865,048
算 市債+一般財源	0	0	0	0	0	0
決 事業費	152,262	796,586	397,648			
算 市債+一般財源	0	△ 10,053	0			

事業概要	本センターを運営する社会福祉法人に対し、全額国庫補助を受けて運営事業費を補助します。							
事業開始年度	平成14年度							
根拠法令・方針決裁等	児童虐待の防止等に関する法律（第4条 国及び地方公共団体の責務等）、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①背景・課題の分析 国の補助率10/10の事業であり予算・決算上の横浜市負担はないが、「虐待・思春期問題情報研修センター」の活動について横浜市の意向が反映されるわけではないので、事業継続の必要性を検討する必要がある。</p> <p>②事業目的・効果 「虐待・思春期問題情報研修センター」は、全国的課題である児童虐待問題等への対策の一環として、全国唯一の準ナショナルセンターとして全額国庫補助金を受けて設置されました。全国の児童虐待等への対応を充実強化するため、児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等の取組を行っています。 児童相談所や児童福祉施設などの専門機関、職員に対して、専門相談、専門研修、情報提供や研究等を行うことにより、全国の児童虐待等への対応の充実強化に繋がります。</p>							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費（運営委員会費・職員配置費） <実績推移> 2年度112,642千円、3年度118,024千円、4年度137,104千円（見込）、5年度149,437千円（見込） ・事業費（情報収集提供事業費・専門相談事業費・研修事業費・研究事業費） <実績推移> 2年度 35,829千円、3年度 49,233千円、4年度 49,098千円（見込）、5年度 64,433千円（見込） ・システム管理費・開発関連費（情報共有システム：R2年度開発、R5年度構築） <実績推移> 2年度648,120千円、3年度230,391千円、4年度230,000千円（見込）、5年度651,178千円（見込） 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
専門相談件数	単位	目標	650	650	650	650	650	650
	件	実績	528	546				
専門研修への参加者	単位	目標	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	人	実績	1,479	1,831				
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	平成14年度：事業開始 令和2年度：情報共有システム開発 令和3年度：情報共有システム運用開始							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	虐待・思春期問題情報研修センター運営費	865,048	416,202	448,846	システム構築費の増(国の単価改正)
	細事業合計	865,048	416,202	448,846		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	村上 和孝	係長	梅澤 伸宏	養護支援	係	石渡 準
--------------------	----	-------	----	-------	------	---	------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 1	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費		<input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	
事業名称	施設等退所後児童に対するアフターケア事業				政策番号	3	政策指標	①
					枝番号	10	前年度事業名称	施設等退所後児童に対するアフターケア事業
							施策番号	4
							施策指標	①

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	社会福祉基金繰入金	市債	一般財源
令和5年度	64,453	18,436			27,580		18,437
補助事業	36,873	18,436					18,437
単独事業	27,580				27,580		0
令和4年度	35,943	13,521			8,900		13,522
増△減	28,510	4,915	0	0	18,680	0	4,915

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費	32,863	32,913	35,943
市債+一般財源	11,982	12,007	13,522
決算	34,343	33,628	41,149
市債+一般財源	13,437	12,633	18,086

令和6年度	令和7年度	令和8年度
64,453	64,453	64,453
18,437	18,437	18,437

事業概要	施設等入所中及び退所後児童に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行い、児童の安定した生活の実現を後押しします。また、「資格等取得支援事業」では、資金援助及び相談により就職及び進学へ向けた支援を行います。さらに、貧困による世代間連鎖を防ぐため、経済的事情により進学資金の工面が非常に困難な児童を対象に専門学校・大学等進学時初年度納入金を支弁します。							
事業開始年度	平成24年度							
根拠法令・方針決裁等	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0331第10号 社会的養護自立支援事業等の実施について 児童福祉法第41条及び横浜市児童養護施設等退所後児童のためのアフターケア事業実施要綱 横浜市児童養護施設等退所後児童のための資格等取得支援事業実施要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	①児童が施設等を退所後、社会に出てすぐのタイミングでつまづいたとき、就労や通学を継続できなくなり、そのまま住む場所や生活の基盤を失うことも多く、この時期をどのように支えていくかが課題です。また、困ったときに誰にも相談できず、社会からドロップアウトしないよう、生活全般を相談できる窓口や支援策の充実等も大きな課題であると認識しています。施設は退所前後の相談・援助を行うこととなっていますが、必ずしも十分とは言えない状況のため、市としても退所後児童の自立に向け、アフターケアとして必要な支援内容の検討等を進めてきたところ、国において事業化が図られたこともあり、平成24年度から事業を開始しました。 ②児童養護施設等を退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて支援、相談、情報提供等を行うことにより、児童等が就労や通学を継続し、安定して生活することを目的とします。施設等入所中及び退所後児童に対し、生活全般にわたる相談や支援、情報提供、居場所事業等を行います。また、普通自動車運転免許等の取得や専門学校・大学等進学の際にかかる費用の支援を行います。退所後児童が、経済的な理由により、進路が限られることなく、希望の進路を選ぶことが可能になり、また、退所後児童にとって身近な相談・支援機関となります。							
根拠・データ等	居場所事業の拠点「よこはまPort For」利用状況（登録者） 元年度：313人 2年度：344人 3年度：385人 4年度（見込）：425人 5年度（見込）：465人							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
継続支援計画 作成件数 (～R3年度)	単位	目標	50	50	—	—	—	—
	件	実績	21	24				
継続支援計画 作成割合 (R4年度～)	単位	目標	—	—	57%	61%	65%	70%
	%	実績	54%	53%				
支給人数	単位	目標	23	21	22	32	32	32
	人	実績	20	28				
事業スケジュール	平成24年度：事業開始 平成25年度：資格取得支援事業開始（資格等取得支援費・大学進学等自立生活資金の一時金・生活資金） 平成27年度：資格取得支援事業における専門学校・大学等初年度納入金開始 平成30年度：継続支援計画作成開始 令和2年度：資格取得支援事業における大学進学等自立生活資金の一時金・生活資金終了 令和3年度：資格取得支援事業における大学進学等自立生活資金の家賃補助開始 令和5年度：医療連携支援開始							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	施設等退所後児童アフターケア事業	36,873	27,043	9,830	国の単価改正及び新規事業の追加による増
②	資格等取得支援事業	27,580	8,900	18,680	補助単価の増及び対象者数の増	
細事業合計		64,453	35,943	28,510		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	養護支援係
	村上 和孝	稲村 良介	高橋 結希

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 11・12
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	11
事業名称	特別乗車券交付事業（民営バス、金沢シーサイドライン）			政策番号	3	政策指標
					施策番号	5
						施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	489,824					489,824
補助事業 単独事業						0
令和4年度	483,447					483,447
増△減	6,377	0	0	0	0	6,377

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	525,565	510,678	547,574	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824
市債+一般財源	525,565	510,678	547,574	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	
決算	516,578	502,031	536,110	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	
市債+一般財源	516,578	502,031	536,103	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	489,824	

事業概要	児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。								
事業開始年度	昭和59年度								
根拠法令・方針決裁等	横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則、横浜市乗合自動車等特別乗車券交付事務取扱要領、金沢シーサイドライン福祉特別乗車券交付要綱（平成元年7月5日制定）								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与する。								
根拠・データ等	前々年度の実績値と見込みによる。								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
児童扶養手当 支給対象児童 数	単位	目標	320,348	331,448	318,445	302,952	302,952	302,952	302,952
	人	実績	325,886	319,874					
特別乗車券交 付枚数	単位	目標	16,923	16,312	14,899	14,261	14,261	14,261	14,261
	枚	実績	14,899	14,261					
シーサイドラ イン定期券交 付枚数	単位	目標	335	315	286	268	268	268	268
	枚	実績	286	268					
事業スケジュール	4月・10月 民営バス会社及び株式会社横浜シーサイドラインへ負担金交付 3月 新年度特別乗車券交付 随時 区役所窓口にて有効期限4月～3月の特別乗車券を交付								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	特別乗車券交付事業（民営バス）	460,370	453,748	6,622	前々年度発行実績の減
	②	金沢シーサイドライン乗車券交付事業	29,454	29,699	▲ 245	前々年度発行実績の減
細事業合計			489,824	483,447	6,377	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	宮本 直幸	橋岡 祥子

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 8	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	12	前年度事業名称	こども家庭総合支援拠点運営事業
事業名称	こどもの権利擁護体制整備事業				政策番号	4	政策指標	①
						2	施策番号	2
							施策指標	①

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	491,075	228,735		2,019		260,321
補助事業	472,662	228,735		2,019		241,908
単独事業	18,413					18,413
令和4年度	566,370	233,544		1,047		331,779
増△減	△ 75,295	△ 4,809	0	972	0	△ 71,458

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費			376,531	491,075	491,075	491,075
算 市債+一般財源			227,438	260,321	260,321	260,321
決 事業費			360,247			
算 市債+一般財源			196,875			

事業概要	18区にあるこども権利擁護担当が切れ目ない支援を行えるよう、体制の整備、強化等を行います。							
事業開始年度	令和3年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、横浜市子供を虐待から守る条例							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>平成28年改正児童福祉法において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが規定されました。</p> <p>また、国において、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」では、令和4年度までに全市町村に市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「拠点」とする。）の機能整備を実施する目標が掲げられています。</p> <p>拠点は、すべての子どもとその家庭及び妊産婦のあらゆる相談に応じ、支援が必要な子どもとその家庭の福祉に関して、関係機関と連携した組織的な支援や、支援を行う中での関係機関との総合調整、要保護児童対策地域協議会調整担当者として子どもに関わる機関のネットワークのコーディネートを実施します。</p> <p>本市においては、区福祉保健センターこども家庭支援課でこれまで実施してきた業務が、既に拠点の業務に対応している部分もあるため、国の「市区町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」で示されている拠点機能を、市民にとって身近な区役所こども家庭支援課に整備し、子どもとその家庭への相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>具体的には、①国が示す拠点の人員配置基準を踏まえた、専門職（会計年度任用職員を含む。）の配置によって、要保護児童等の支援に専従する「こどもの権利擁護担当」の体制を確保すること、②こども家庭支援課で把握した子どもや家庭への福祉的な支援に関し、組織的に協議する相談支援体制を確保すること、③「横浜市版子育て世代包括支援センター」機能と拠点機能を同一の課で実施することで、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援を実施すること、④児童相談所と連携し、施設退所後の児童等への地域における支援をより強化すること等を実施します。</p>							
根拠・データ等	<p>国勢調査（平成27年度）</p> <p>横浜市児童人口（令和4年3月31日時点）</p> <p>児童虐待相談対応件数</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
虐待死の根絶	単位	目標	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	1人	4人				
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度：新規拠点機能整備（8区こども家庭支援課へ拠点機能を整備し、全区への整備を完了） 令和5年度～：全区こども家庭支援課において、通年で拠点機能を運営 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	こどもの権利擁護体制整備事業	491,075	566,370	▲ 75,295	改修工事委託未実施による減
	細事業合計	491,075	566,370	▲ 75,295		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	児童虐待・DV対策係
	柴山 一彦	竹内 彩	三浦 裕也

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	13
事業名称	こども家庭相談事業			政策番号	4	政策指標
				実施番号	2	実施指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	139,605	0	94,080	558	0	44,967
補助事業 単独事業						0
令和4年度	109,059	0	0	280		108,779
増△減	30,546	0	94,080	278	0	△ 63,812

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費			
市債+一般財源			
決算			
事業費			
市債+一般財源			

令和6年度	令和7年度	令和8年度
139,605	139,605	139,605
44,967	44,967	44,967

事業概要	<p>子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援します。また、必要に応じて民生委員・児童委員等の地域関係者や保育所、幼稚園、学校等の関係機関と連携を図ります。</p>								
事業開始年度	令和4年度								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、母子保健法								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>平成9年10月から令和4年3月まで、区役所では「子ども・家庭支援相談」として、妊娠期から原則18歳までの子育てに関する相談と教育相談に対応していました。この蓄積を活かし、「子ども・家庭支援相談」を発展的に見直し、令和4年度より、区役所こども家庭支援課の相談窓口として、保健師や社会福祉職等の専門職が子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応する「こども家庭相談」を実施しています。</p> <p>「こども家庭相談」の実施により、相談者は、専門職から相談内容に応じた適切な支援や情報提供を受けることができます。また、相談の内容により「こども家庭総合支援拠点」機能の一部である組織内協議において、支援方針を多職種で協議することで支援の向上を図ります。</p> <p>さらに、「こども家庭相談」の対応実績から、相談の種別、対応職種、支援方針等に応じた傾向を分析することで、各区こども家庭支援課に求められる支援の実施につなげます。</p> <p>※なお、「子ども・家庭支援相談」で実施していた教育相談は、教育委員会所管の「一般教育相談」に統合されています。</p>								
根拠・データ等	<p>【根拠とするデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・家庭支援相談実績（令和2年度） 								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
こども家庭相談実績	単位	目標	-	-	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
	人	実績	-	-					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応する「こども家庭相談」を実施し、相談者に対して、相談内容に応じた適切な支援や情報提供を行う。(通年) 各区において、市民や関係機関への相談窓口の周知を行う。(通年) 								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	こども家庭相談事業	139,605	109,059	30,546	会計年度任用職員の雇用日数を増やしたことによる増
	細事業合計	139,605	109,059	30,546		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	上原 嘉明	小林 真紀	土居 奈月

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	2	目	枝番号	14
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	
事業名称	区における相談支援強化事業			政策番号	4	政策指標
				実施番号	2	実施指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	49,924	6,376	0	4	0	43,544
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	0					0
増△減	49,924	6,376	0	4	0	43,544

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費			
市債+一般財源			
決算			
事業費			
市債+一般財源			

令和6年度	令和7年度	令和8年度
49,924	49,924	49,924
43,544	43,544	43,544

事業概要	市民にとって身近な区役所こども家庭支援課において、子どもとその家庭及び妊産婦への相談支援機能のさらなる強化・充実を図ります。さらに、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において示された「こども家庭センター」設置に向けた検討を行います。							
事業開始年度	令和5年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、母子保健法							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>平成28年改正児童福祉法等において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが規定されました。横浜市において、令和3年度から区こども家庭支援課に専門職の配置や必要な設備の整備を行い、令和4年10月に全区こども家庭支援課で拠点機能の整備が完了しました。これにより、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築され、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、支援方針等の協議により、きめ細かく支援を行っています。また、職員向けの専門研修等を実施し、拠点機能の維持・向上を図っています。</p> <p>さらに、令和4年度に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）」において、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。</p> <p>本市においては、市民に身近な場所である区役所において、母子保健と児童福祉の専門職が連携・協力しながら相談支援を実施してきました。しかし、子どもとその家庭が抱える困難が多様化し、ヤングケアラーへの対応など新たな課題があります。このため、相談内容などにより切れ目が生じない、包括的な支援を行うための相談支援体制を強化する必要があります。これを踏まえて、区役所こども家庭支援課への「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進め、さらなる相談支援の充実に取り組みます。</p>							
根拠・データ等	<p>【根拠とするデータ】</p> <p>国勢調査（令和2年度）</p> <p>横浜市児童人口（令和4年3月31日時点）</p> <p>児童虐待相談対応件数（令和3年度）</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
こども家庭センター設置の検討	単位	目標			検討	検討	検討	検討
	区	実績						
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 区こども家庭支援課の職員向けの研修の実施（通年） こども家庭センター設置に向けた検討プロジェクト会議での検討実施（通年） 子どもとその家庭及び妊産婦に対する支援について、一元的に情報を管理するシステム構築に向けた検討（通年） こども家庭センター運営ガイドライン策定（通年） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	区における相談支援強化事業	49,924	0	49,924	新規のため
	細事業合計	49,924	0	49,924		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	上原 嘉明	小林 真紀	こども家庭 係 土居 奈月

令和 5年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		2	目	枝番号	15
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	
事業名称	ヤングケアラー支援事業			政策番号	99	政策指標
				施策番号	99	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	41,295	7,530	0	0	0	33,765
補助事業 単独事業						0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
増△減	41,295	7,530	0	0	0	33,765

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費			
市債+一般財源			
事業費			
市債+一般財源			

令和6年度	令和7年度	令和8年度
41,295	41,295	41,295
33,765	33,765	33,765

事業概要	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」の支援に向けた取組を推進するなど、児童福祉施策の推進に取り組みます。							
事業開始年度	令和5年度							
根拠法令・方針決裁等	-							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	ヤングケアラーは、法令上の定義がなく、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」とされており、ヤングケアラー本人や家族が、無自覚でケアラーになっているケースも見受けられるなど、支援の声があまりないという課題があります。 H30年度以降、国において調査研究やプロジェクトによる検討会が行われるなど、近年になってヤングケアラー支援の重要性が謳われていることから、広報・啓発や支援団体への補助、関係機関向け研修等を推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深めるとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めていきます。							
根拠・データ等	横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査（令和4年度）							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市民に向けた広報の実施（通年） ・関係機関向けの研修を実施（通年） ・支援団体への補助の実施（通年） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	ヤングケアラー支援事業	41,295	0	41,295	新規
	細事業合計	41,295	0	41,295		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	上原 嘉明	木寺 洋	渡部 慶亮

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-									
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他													
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	枝番号	16	前年度事業名称	-				
事業名称	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業							政策番号	99	政策指標		施策番号	99	施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	3,600	0	0	0		0	3,600
補助事業							0
単独事業							0
令和4年度	0	0	0	0		0	0
増△減	3,600	0	0	0		0	3,600

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費			
市債+一般財源			
事業費			
市債+一般財源			

令和6年度	令和7年度	令和8年度
3,600	-	-
3,600	-	-

事業概要	妊産婦及び乳幼児については心身の特性上、被害状況の把握や災害時の避難行動及び避難生活などにおいて、より配慮が必要であることを前提に支援することが重要です。そのためには、当事者の備えだけでなく、その特性に応じた支援と周りからの十分な理解及び配慮が必要です。関係機関と連携し調査及び研究を行い、妊産婦及び乳幼児へのさらなる支援の強化に向けて検討していきます。							
事業開始年度	令和5年度							
根拠法令・方針決裁等	-							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①近年、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生が予測され、本市においても防災力の強化を目指し様々な対策が取られています。災害対策基本法では乳幼児その他の特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義し、国及び地方公共団体は要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないとしています。市では防災計画において「こども青少年局こども福祉保健班(本部)は、妊産婦・乳幼児・児童・障害児の援護対策計画を策定する。」と規定されており、乳幼児及び妊産婦には災害時の避難行動や避難生活について一定の配慮が必要とされています。乳幼児及び妊産婦が災害時でも安心して避難所生活を送ることができ、必要な支援を受けられるよう対策していくことが重要です。</p> <p>②連絡協議会の設置・開催 関係機関や専門機関と協議及び連携し、意見交換及び調査・研究を実施することで、今後の支援に向けて必要な支援策を検討していきます。支援に向けて広く周知し、周りからの理解を深めることで、妊産婦及び乳幼児が災害時でも必要な支援を迅速に受けることができる体制の確保及び安心して過ごせる環境づくりを行います。また、母子が災害後も安心して生活の復興に進めるよう関係機関との情報共有や連携を行い、引き続き十分な支援を受けられるようにしていきます。</p>							
根拠・データ等	<p>横浜市統計書 平成29年 妊娠届者数：31,521人 出生数：27,763人 平成30年 妊娠届者数：29,892人 出生数：27,170人 令和元年 妊娠届者数：28,921人 出生数：25,561人</p> <p>災害基本対策法第8条の2、15 横浜市防災計画</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
防災対策	単位	目標			検討	検討		
		実績						
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<p>令和5年5月 第1回検討会議 令和5年6月～11月 第2回、第3回検討会議(研究調査内容の検討)・調査委託の実施 令和6年1月 第4回検討会議</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	3,600	0	3,600	新規事業
	細事業合計	3,600	0	3,600		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	こども家庭係
	上原 嘉明	木寺 洋	田邊 尚子

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-27	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	17	前年度事業名称	障害児通所支援事業
事業名称	障害児通所支援事業				政策番号	13	政策指標	
					施策番号	3	施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	繰入金		市債	一般財源
令和5年度	20,405,121	10,143,340	5,069,374	2,200		0	5,190,207
補助事業	20,288,877	10,143,340	5,069,374	0		0	5,076,163
単独事業	116,244	0	0	5,000		0	111,244
令和4年度	18,089,488	8,992,937	4,495,716	5,000		0	4,595,835
増△減	2,315,633	1,150,403	573,658	△2,800		0	594,372

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	11,144,142	12,725,869	14,397,726	23,674,222	27,467,064	31,867,557
算 市債+一般財源	2,805,945	3,227,642	3,662,371	5,861,449	6,619,502	7,475,592
決 事業費	12,476,881	14,632,345	16,976,590			
算 市債+一般財源	3,027,196	3,597,223	4,197,027			

事業概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を実施するため、給付費の支給や事業所への研修指導等を行う。							
事業開始年度	平成24年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の2から同条の5の32							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）および、障害児通所支援の適切な利用に関する個別の計画を作成する障害児相談支援を実施します。 地域療育センターについては、その専門機能をいかし、地域の療育機関の中核となる児童発達支援センターとして障害児とその家族への相談支援や関係機関支援を児童発達支援と合わせて行います。 また、障害児通所支援事業所の増加に伴いサービスの質の維持・向上が課題となっているため、障害児通所支援事業所向けの研修等を実施します。</p> <p>【効果】 障害児通所支援事業等を利用する児童に対し給付費を支出し、また事業所への支援を充実させることにより、安定的な施設利用を可能とし、障害児世帯が安心して社会生活を営める基盤の構築を進めます。また、事業所向けの研修・指導を行うことでサービスの質の向上を図ります。</p>							
根拠・データ等	<p>放課後等デイサービス受給者数 H30年度末：6,468人 R元年度末：7,246人 R2年度末：7,845人 R3年度末：8,833人</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
放課後等デイサービス事業所数	単位	目標	400	410	460	510	—	—
	箇所数	実績	365	418				
児童発達支援事業所数	単位	目標	120	190	200	210	—	—
	箇所数	実績	179	191				
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年に児童福祉法の改正に伴い旧児童デイサービス等が廃止され、障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）及び障害児相談支援が創設 平成30年に居宅訪問型児童発達支援が新たに創設 3年に1度、国において報酬等の見直し 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	障害児通所支援事業	20,405,121	18,089,488	2,315,633	事業所の増
	細事業合計	20,405,121	18,089,488	2,315,633		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	嶋田 慶一	関根 大地

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 13	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規	18	枝番号	18	前年度事業名称	障害児制度運営事業
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	18	前年度事業名称	障害児制度運営事業
事業名称	障害児制度運営事業				政策番号	13	政策指標	施策番号 3 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	45,660	10,148	0	0	0	35,512
補助事業	10,148	10,148	0	0	0	0
単独事業	35,512	0	0	0	0	35,512
令和4年度	71,349	28,797	0	0	0	42,552
増△減	△ 25,689	△ 18,649	0	0	0	△ 7,040

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	44,431	14,375	45,143	45,660	45,660	45,660
算 市債+一般財源	18,431	14,375	45,143	35,512	35,512	35,512
決 事業費	59,829	14,496	33,121			
算 市債+一般財源	35,317	14,106	32,476			

事業概要	児童福祉法における措置費負担金決定事務、障害児通所・入所支援事業の支給決定及び給付事務、障害児通所システムに係わる改修及び運用の実施、障害児施設の指定及び調査など、児童福祉法等に基づく制度運営に必要な経費を執行する。							
事業開始年度	平成24年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第21条の5の2から同条の5の31・総行第3412号情報システムの標準化・共通化について（通知）							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>障害児支援のための制度を適正に運営するため、以下のとおり執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所システムの標準化等の改修および運用保守に係る経費 ・ 福祉保健システムの改修に係る経費 ・ 障害児入所施設の年度更新に係る経費 ・ 障害児入所・通所支給申請、決定、請求等に係る事務費 ・ 区人材育成研修費用 ・ 障害児施設等の指定及び指定事業者に対する指導監査等に関する経費 ・ 障害児関連会議等への参加費用 							
根拠・データ等	<p>放課後等デイサービス受給者数</p> <p>H30年度末 : 6,468人 R元年度末 : 7,246人 R2年度末 : 7,845人 R3年度末 : 8,833人</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
放課後等デイサービス事業所数	単位	目標	400	410	460	510	—	—
	箇所数	実績	365	418				
児童発達支援事業所数	単位	目標	120	190	200	210	—	—
	箇所数	実績	179	191				
事業スケジュール	<p>平成24年：児童福祉法の改正に伴い旧児童デイサービス等が障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）及び障害児相談支援に再編成</p> <p>平成30年：居宅訪問型児童発達支援が追加 (3年に一度国において報酬等の見直し)</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	障害児制度運営事業	45,660	71,349	▲ 25,689	標準化事業スケジュールの見直しによる減
	細事業合計	45,660	71,349	▲ 25,689		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	嶋田 慶一	関根 大地

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 6
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		新規	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	前年度事業名称	障害児医療連携支援事業
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	19	
事業名称	障害児医療連携支援事業			政策番号	13	政策指標	①
						施策番号	2
						施策指標	①

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和5年度	61,442	1,286	888				59,268
補助事業	17,781	1,286	888				15,607
単独事業	43,661						43,661
令和4年度	50,859	2,570	1,285	0			47,004
増△減	10,583	△ 1,284	△ 397	0	0	0	12,264

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計												
事業費	39,332		39,332	44,527		44,527	45,527		45,527	61,442		61,442	61,442		61,442		61,442	61,442
市債+一般財源	38,315		38,315	43,510		43,510	41,672		41,672	59,268		59,268	59,268		59,268		59,268	59,268
事業費	45,347		45,347	36,326		36,326	33,167		33,167									
市債+一般財源	41,492		41,492	28,624		28,624	29,312		29,312									

事業概要	重症心身障害児・者本人及び家族の在宅生活を支え、医療環境の整備・拡充を図るための各種取組を行います。 また、医療的ケア児・者等のライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整できる体制の構築や、地域での受入体制の充実等を図ります。							
事業開始年度	平成19年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、横浜市メディカルショートステイ事業実施要綱、横浜市医療的ケア児・者等コーディネーター拠点運営事業実施要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	市内には約1,000人の在宅重症心身障害児・者があり、その数は年々増加するとともに障害の重度化や高齢化をしています。 また、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等の医学的管理を要した状態で在宅での生活をする方も増えています。 令和3年9月に施行された『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』では、医療的ケア児に対して行う保育や教育の体制の拡充の他に、医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援や、居住地域にかかわらず適切な支援が受けられるよう、必要な人材の確保するための措置を講ずる責務が定められています。保育所や放課後児童育成事業等での医療的ケア児の受入に際しては、医療的ケアの知識を持ち、手技を実施できる医療職の確保が必要ですが、ケアの対象が児童であること、また医療機関ではない施設での勤務となるため負担感が強く、十分な人材が確保できておらず、人材育成を行う必要があります。 以上の理由から、本人及び在宅生活を支える家族のために療養環境の整備・拡充を図る必要があります。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 市内の在宅重症心身障害児・者数の推移 <推移>令和元年度：1,034人（18歳未満535人・18歳以上499人） 令和2年度：1,050人（18歳未満540人・18歳以上510人） 令和3年度：1,054人（18歳未満511人・18歳以上543人） 国内の医療的ケア児（推計値）【令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）】 <推移>平成17年度約1万人、30年度約2万人 首都圏の医療的ケア児数（推計値）【令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（平成28年10月1日現在）（横浜市の数値は神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査（平成27年）」における推計）】 <他都市との比較>東京都2,140人、埼玉県664人、千葉県758人、神奈川県1,094人うち横浜市515人 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
横浜型医療的ケア児・者等支援者養成研修修了者数	単位	目標	50	50	50	50	50	50
	人	実績	0	42				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	メディカルショートステイ事業	35,299	35,299	0
②	重症心身障害児・者等の在宅生活支援	1,315	1,315	0	
③	医療的ケア児・者等支援促進事業	18,828	14,245	4,583	予算の按分率の変更による増
④	医療的ケアを担う看護師等に対する研修	6,000	0	6,000	新規事業であることによる増
	細事業合計	61,442	50,859	10,583	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	及川 修	係長	富岡 剛志	係	大嶋 ゆり子
--------------------	----	------	----	-------	---	--------

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-			
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規							
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	20	前年度事業名称	訓練・介助器具助成事業		
事業名称	訓練・介助器具助成事業				政策番号	13	政策指標	実施番号	99	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
令和5年度	16,183					16,183	
補助事業 単独事業						0	
令和4年度	12,338					12,338	
増△減	3,845	0	0	0	0	3,845	

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	12,072	12,072	12,104	16,183	16,183	16,183
算 市債+一般財源	12,072	12,072	12,104	16,183	16,183	16,183
決 事業費	13,089	13,786	14,598			
算 市債+一般財源	13,089	13,786	14,598			

事業概要	横浜市内に在住する在宅の障害児で、器具等の使用による訓練及び介助効果等が期待できる者に対し、訓練器具、自助具、介助用具の購入費用の一部又は全部を助成します。						
事業開始年度	昭和56年度						
根拠法令・方針決裁等	横浜市訓練・介助器具助成事業実施要綱						

①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>障害があるにも関わらず、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、横浜市療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるに至らない程度の障害児は、国の補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業の助成をほぼ受けることができません。</p> <p>そのため、本事業においては、手帳の所有の有無に関わらず、療育若しくは医療の提供を継続して受けている障害児に対し、器具等の助成を行い、障害児の自立及び社会生活の支援を図ります。</p>						
--------------------------------	---	--	--	--	--	--	--

根拠・データ等	<p><助成件数> 令和2年度638件、令和3年度711件、令和4年度720件（見込み）、令和5年度720件（見込み）</p> <p><助成金額> 令和2年度13,786千円、令和3年度14,598千円、令和4年度12,338千円（見込み）、令和5年度14,973千円（見込み）</p> <p><平均単価> 令和2年度20,345円、令和3年度21,057円、令和4年度22,000円（見込み）、令和5年度22,000円（見込み）</p>						
---------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
助成件数	単位	目標	650	650	650	720	720	720	720
	件	実績	638	711					
助成費用	単位	目標	12,004	12,047	12,047	14,973	14,973	14,973	14,973
	千円	実績	13,786	14,598					
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	昭和56年度 事業開始 平成19年度 取扱機関の追加（重症心身障害児（者）施設サルビア） 平成22年度 視力補助具助成額変更 平成24年度 助成対象器具の追加（防音保護具） 平成28年度 聴力補助具助成額変更
----------	--

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	訓練・介助器具助成事業	16,183	12,338	3,845	申請者数増による
	細事業合計	16,183	12,338	3,845		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	嶋田 慶一	竹友 沙耶

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 14	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	21	前年度事業名称	障害児地域訓練会運営費助成事業
事業名称	障害児地域訓練会運営費助成事業				政策番号	13	政策指標	
					施策番号	3	施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
令和5年度	70,474					70,474	
補助事業 単独事業						0	
令和4年度	74,854					74,854	
増△減	△ 4,380	0	0	0	0	△ 4,380	

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	85,287	85,287	77,848	70,474	70,474	70,474
算 市債+一般財源	85,287	85,287	77,848	70,474	70,474	70,474
決 事業費	69,366	62,989	58,342			
算 市債+一般財源	69,366	62,565	50,404			

事業概要	<p>障害児の親たちが行う、障害児の保育や訓練等集団活動、地域への啓発・交流活動、親の学習支援等の活動について、運営費の助成及び運営支援を行う「障害児地域訓練会運営費助成」と、障害児地域訓練会の経験豊富な会員（障害児の親等）の助言活動等を助成する「地域生活支援事業」により、障害児の家族支援を行います。</p> <p>横浜市は横浜市社会福祉協議会に対し、補助金を交付し、団体活動を支援しています。</p>							
事業開始年度	昭和48年度							
根拠法令・方針決裁等	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>障害児地域訓練会は地域療育センターが整備される以前から、障害児（幼児・学童）の地域における療育活動等の場として、障害児の保護者等が自主的に組織化し活動が始まりました。本事業ではその団体活動を支援しています。</p> <p>地域療育センターや放課後等デイサービス等の障害児福祉支援もありますが、障害児地域訓練会は保護者同士の交流の場として機能し、当事者力や地域力を高めるものとして意義が高いと考えられます。</p> <p>障害児の保護者にとって、不安や悩みを相談し、様々な情報を共有し、子どもを含め当事者力を高める場として障害児地域訓練会が重要な機能を果たしており、団体への継続的な支援が必要です。</p>							
根拠・データ等	<p>補助実績（補助団体数：助成額【運営費助成事業及び地域生活支援事業】※決算）</p> <p>平成30年度 53団体：52,735千円、令和元年度 52団体：50,809千円、令和2年度 48団体：41,178千円、令和3年度 46団体：38,150千円</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害児地域訓練会運営費助成団体数	単位	目標	59	55	50	46	46	46
	団体	実績	48	46				
	単位	目標						
	実績							
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年度～：障害児地域訓練会運営費助成事業開始 平成24年度～：地域生活支援事業開始 令和2年度～：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市社協において障害児地域訓練会の運営費に関する助成基準を改正 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	障害児地域訓練会運営費助成事業	70,474	74,854	▲ 4,380
	細事業合計	70,474	74,854	▲ 4,380	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	及川 修	係長	富岡 剛志	係	大嶋 ゆり子
--------------------	----	------	----	-------	---	--------

令和 5年度 事業計画書

事業局課	子ども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 15
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	22	前年度事業名称 学齢後期障害児支援事業
事業名称	学齢後期障害児支援事業			政策番号	13	政策指標	施策番号 3 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	142,336	31,207	15,658			95,471
補助事業	109,347	31,207	15,658			62,482
単独事業	32,989					32,989
令和4年度	128,554	29,328	14,417			84,809
増△減	13,782	1,879	1,241	0	0	10,662

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計												
事業費	127,885		127,885	125,274		125,274	127,659		127,659	176,569		176,569	176,569		176,569		176,569	
市債+一般財源	84,734		84,734	84,393		84,393	85,796		85,796	118,680		118,680	118,680		118,680		118,680	
事業費	119,330		119,330	125,439		125,439	125,785		125,785									
市債+一般財源	83,522		83,522	82,348		82,348	84,262		84,262									

事業概要	<p>中学・高校生年代（学齢後期）の発達障害児等が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるよう、学齢後期の発達障害児等及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行います。</p>
事業開始年度	平成13年度
根拠法令・方針決裁等	発達障害者支援法、横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱

①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>発達障害児等に相談支援や診療を提供できる社会資源は少なく、課題となっています。特に思春期を迎える年代である学齢後期においては、より複雑化する人間関係や進路の問題などをきっかけとして問題が顕在化することも少なくありません。事業の相談件数は増加傾向にあり、令和元年度以降も7,000件以上（相談）で高止まりしている他、教育機関（主に一般校）をはじめとする、関係機関の支援のニーズも高まっているため、学齢後期障害児相談事業所の支援体制の強化が必要です。文部科学省の調査等では、発達障害のある小中学生や高校生が全国で16万人を超える等、これまでで最も多くなっており（令和4年7月調査）、発達障害児への支援がますます重要となっています。学齢後期の発達障害児等を対象とした専門機関による相談・診療の場を確保し、発達障害に起因する二次的な障害（不登校、引きこもり、自傷・他害など）を防ぎ、成人期を迎えた時に円滑な自立生活を行えるよう、支援をする必要があります。</p>
--------------------------------	--

根拠・データ等	<p>・相談件数等実績（3事業所合計） 平成30年度 新規利用者数1,123人 相談対応延べ件数20,182件 関係機関支援2,028件 令和元年度 新規利用者数966人 相談対応延べ件数17,865件 関係機関支援2,142件 令和2年度 新規利用者数740人 相談対応延べ件数16,569件 関係機関支援2,156件 令和3年度 新規利用者数966人 相談対応延べ件数17,087件 関係機関支援1,961件</p>
---------	--

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
新規利用者数	単位	目標	—	—	—	—	—	—	—
	人	実績	740	966					
相談対応延べ件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—	—
	件	実績	16,569	17,087					
関係機関支援延べ件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—	—
	件	実績	2,456	1,961					

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度：小児療育相談センターにおいて中高生を対象とした相談・診療を行う事業として「学齢後期障害児支援事業」を開始 平成20年度：横浜市リハビリテーションセンターにおいて事業を開始 平成25年度：学齢後期発達相談室くらすにおいて事業を開始 令和2年度：障害者施策推進協議会への諮問に対する答申が提出 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」 令和3年度～：答申の内容を踏まえた、事業の体制強化に関して検討を開始 令和5年度：4箇所目の学齢後期障害児支援事業所にかかる業者の選定、開設準備及び相談支援の開始 令和6年度以降事業に係る既存2事業所における業者選定の実施
----------	--

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	学齢後期障害児支援事業				4箇所目の事業所の開設に伴う増
②	自閉症啓発デー				イベントの開催方法の見直しに伴う増	
細事業合計			142,336	128,554	13,782	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	嶋田 慶一	大嶋 ゆり子

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-							
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-							
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	2	目	枝番号	23	前年度事業名称	身体障害者奨学金支給事業			
事業名称	身体障害者奨学金支給事業						政策番号	13	政策指標		施策番号	3	施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源	
令和5年度	6,412					6,412	
補助事業 単独事業						0	
令和4年度	4,649					4,649	
増△減	1,763	0	0	0	0	1,763	

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	7,281	5,677	4,906	6,412	6,412	6,412
算 市債+一般財源	7,281	5,677	4,906	6,412	6,412	6,412
決 事業費	5,925	6,980	5,704			
算 市債+一般財源	5,925	6,980	5,704			

事業概要	経済的理由により就学が困難な身体障害児・者に対し、学資を支給することにより社会的自立を促進します。							
事業開始年度	昭和39年度							
根拠法令・方針決裁等	横浜市身体障害者奨学金支給規則、横浜市身体障害者奨学金支給要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>奨学金制度は、日本学生支援機構の奨学金や横浜市社会福祉協議会の生活福祉資金制度における教育支援資金等、貸与型の奨学金は複数ありますが、支給型の奨学金は、他に教育委員会の「横浜市高等学校奨学金制度」があるのみです。また、「横浜市高等学校奨学金制度」は対象が幅広く、身体障害者への学資資金としては狭き門となっています。</p> <p>このため、本奨学金を活用することで身体障害児・者の修学を援助し、社会的自立を促進します。</p> <p>成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由から就学が困難な身体障害児・者が、進学により、社会的自立に必要な知識や就業に必要な技術を身に付けることが期待されます。</p>							
根拠・データ等	実績（奨学生採用者数及び決算額） 平成29年度 44名：8,019千円、平成30年度 44名：7,224千円、令和元年度 38名：5,925千円、令和2年度 44名：6,980千円、令和3年度 35名：5,704千円							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
奨学生採用者数	単位	目標	36	33	32	39	39	39
	人	実績	44	35				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度：事業開始 ・平成24年度：規則改正により審査委員会の廃止 公立高校の授業料無償化に伴い、公立高校を対象から除外 ・令和4年度：規則改正により、教育職員免許法に定める教員養成機関を対象に追加 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	身体障害者奨学金支給事業	6,412	4,649	1,763
	細事業合計	6,412	4,649	1,763	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	富岡 剛志	大嶋 ゆり子

令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-2 16
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	2 目	枝番号	24
事業名称	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 (障害児通所支援事業所分)			政策番号	7	政策指標
				施策番号	99	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸取入	市債	一般財源	
令和5年度	27,980	17,986				9,994	
補助事業 単独事業	27,980	17,986				9,994	
令和4年度	27,980	17,986				9,994	
増△減	0	0	0	0	0	0	

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	0	0	55,960	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0	0	0	0
決 事業費	0	0	89,655			
算 市債+一般財源	0	0	83,042			

事業概要	利用者や職員に新型コロナウイルス感染者が発生する等により、その対応のため経費が増大している障害児通所支援事業所に対して、今後も必要なサービスを継続して提供できるようにするため、かかり増し経費を助成する。							
事業開始年度	令和3年度							
根拠法令・方針決裁等	横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金交付要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所に対して、事業所の消毒費用や衛生用品の購入、事業継続に必要な人員確保のための賃金・手当等の費用など、感染対応に係る費用を支援する事で、事業所の継続的な運営体制を確保し利用者が今後も必要なサービスを受けることができるようにする事を目的としています。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援事業所数 (令和4年3月時点) 児童発達支援 191か所 放課後等デイサービス 418か所 医療型障害児通所支援 9か所 							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
補助件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	-	71				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業(障害児通所支援事業所分)	27,980	27,980	0
	細事業合計	27,980	27,980	0	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	及川 修	富岡 剛志	高村 英里奈